

注射

通則

10 看護師等という患者に対して情報通信機器を用いた診療を行った場合であって、第1節に掲げる注射を実施した場合は、看護師等遠隔診療注射実施料として、第1節の各区分の所定点数に代えて、1日につき、100点を算定する。ただし、第9部通則第9号に規定する看護師等遠隔診療処置実施料の口を算定する場合は算定しない。なお、当該実施料を算定した場合には、区分番号C005-2に掲げる在宅患者訪問点滴注射管理指導料は別に算定できない。

マスタ

130902210 看護師等遠隔診療注射実施料 100点

G003-2 薬液膀胱内注入（1日につき） 60点

マスタ

130902310 薬液膀胱内注入 60点

G004 点滴注射（1日につき）

注5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している保険医療機関において、血液製剤を無菌的に分割して投与した場合は、無菌的分割製剤作成加算として、当該行為を実施した日に限り、400点を所定点数に加算する。

マスタ

130902470 無菌的分割製剤作成加算（点滴注射） 400点

G005-5 上腕静脈用カテーテル挿入 350点

注 カテーテルの挿入に伴う検査及び画像診断の費用は当該点数に含まれるものとする。

マスタ

130902510 上腕静脈用カテーテル挿入 350点

注射

G020 無菌製剤処理料

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、皮内注射、皮下注射、筋肉内注射、動脈注射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入、点滴注射、中心静脈注射、植込型カテーテルによる中心静脈注射、脳脊髄腔注射又は薬液膀胱内注入を行う際に、別に厚生労働大臣が定める患者に対して使用する薬剤について、必要があって無菌製剤処理が行われた場合は、当該患者に係る区分に従い1日につき所定点数を算定する。

注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している保険医療機関において、1のイを実施した場合であって、患者への投与時にも閉鎖式接続器具を用いた場合は、投与時閉鎖式接続器具使用加算として、150点を所定点数に加算する。

(新) 投与時閉鎖式接続器具使用加算

・
算定方法 算定コードを入力

システム対応

① 投与時閉鎖式接続器具使用加算の施設基準

0727 無菌製剤処理料

3765 外来腫瘍化学療法診療料 1

マスタ

130902670 投与時閉鎖式接続器具使用加算（無菌製剤処理料 1） 150点